

## 審査講評

堺市民芸術文化ホール駐車場管理運営業務の事業者募集を公募プロポーザルで実施したところ、3社からの応募があり、書類審査を行った結果、「三井不動産リアルティ株式会社シェアリング事業本部」を優先交渉権者として決定した。

本業務の重要な審査ポイントとして「利便性向上」及び「混雑緩和のための近隣駐車場との連携」を設定していた。

当該法人は、「利便性向上」について、駐車車両の間隔を一定に保つための「ダブルラインの施工」や、「カラーユニバーサル対応看板の作成」といった独自提案があり、他社よりも高い評価を得た。

また、当該法人は「安全・防犯対策」においても車両が衝突しても折れない「エアゲートバーの採用」、「無線式監視カメラの複数設置」を提案しており、当該項目についても他社よりも高い評価を得た。

「混雑緩和のための近隣駐車場との連携」については、いずれの提案事業者においても特に突出した提案は見られず、結果として当該項目では差がつかなかった。

以上のことから、堺市民芸術文化ホール駐車場管理運営業務の目的を達成することができる法人として総合的に判断し、選定したものである。